

(第18号議案)

中野区職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第7条 (略) (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。 (2)～(6) (略) 第9条～第18条 (略) 附 則 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u>	第1条～第7条 (略) (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。 (2)～(6) (略) 第9条～第18条 (略) 附 則 (略)